

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）



福島県報

目次

規則	一七
○福島県森林法施行細則の一部を改正する規則	一七
訓令	一七
○福島県会計年度任用職員任用等管理規程の一部を改正する訓令	一七
告示	一八
○大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件	一八
○土地改良区の定款の変更を認可した件	一八
○農地法第四十一条第一項の規定により裁定の申請があった件	一八
○土地改良法により換地処分をした件	一八
○保安林の指定をする予定である旨通知があった件	一八
○保安林の指定を解除する予定である旨通知があった件	一八
○保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知があった件三件	一八
○保安林の指定施業要件を変更する件三件	一八
○保安林の指定をする予定である旨の通知をする森林所有者等の所在が不明であるため当該通知の内容を掲示した件	一八
公告	一八
○都市計画の変更に係る関係図書の写しの送付を受けた件	一八
○一般競争入札を行う件	一八
○福島県教育委員会	一九
○福島県教育委員会会計年度任用職員任用等管理規程の一部を改正する訓令	一九
○福島県指定天然記念物として指定する件	一九
○福島県警察本部	一九
○随意契約の相手方を決定した件	一九
○福島県選挙管理委員会	一九
○不在者投票のできる施設を閉鎖した旨届出があった件	一九
○個人演説会等を開催することができる施設の指定を取り消した旨報	一九

告があった件 一九

福島県人事委員会 一九

○職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則 一九

規則

福島県森林法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年四月二十八日

福島県知事 内堀 雅 雄

福島県規則第三十三号

福島県森林法施行細則の一部を改正する規則

福島県森林法施行細則（平成十二年福島県規則第百六号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項第七号中「擁壁、えん堤、排水路、導水路、貯水池、洪水調節池等」を「防災施設等（擁壁、排水施設、えん堤、洪水調節池、貯水池、沈砂池その他の森林の有する公益的機能を維持するために必要な施設をいう。以下同じ。）」に、「仮設の施設」を「仮設の防災施設等」に改め、同項第十三号を次のように改める。

十三 防災施設等の維持管理の方法

ア 開発行為の施行中における維持管理の方法として、以下の内容を記載すること。

- (7) 点検のスケジュール（点検対象、及び点検時期又は点検頻度を記載することとし、点検時期は「○月」、点検頻度は「○か月ごと」のように具体的に付すこと（「洪水期に○回」などのように、具体的な時期が不明確となる記載は避けること。））
- (イ) 個別の点検項目（防災施設等の損傷状況、土砂の堆積状況等を記載すること。）
- (ウ) 点検結果に応じて必要となる対応（損傷箇所の修繕、堆積した土砂の除去等を記載すること。）
- (エ) 点検結果及び点検結果を踏まえた対応状況の記録方法（点検又は対応した箇所ごとに記録すること。）

イ 開発行為の完了後における維持管理の方法をアと同様に記載すること。

第二条第六項第八号の次に次の一号を加える。

九 法第十条の三第一項の規定による開発行為の中止又は復旧に必要な行為をすべき旨の命令を受けており、かつ、これに従っていない者に該当しないことを誓約する書類

第二条第七項各号列記以外の部分中「の設置に関わる者に関する」を「を」を講ずるために必要な能力があることを証する」に、「とおり」を「林地開発許可申請書の「開発行為の施行体制」に記載した施行者のうち防災施設等の設置に関わる者に関する書類」に改める。

附 則
この規則は、令和八年五月一日から施行する。

(森林保全課)

訓 令

福島県訓令第八号

本庁 機関
出先 機関

福島県会計年度任用職員任用等管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
令和八年四月二十八日

福島県会計年度任用職員任用等管理規程の一部を改正する訓令

福島県知事 内堀 雅雄

福島県会計年度任用職員任用等管理規程(令和二年福島県訓令第一号)の一部を次のように改正する。
次の表により、改正後欄に掲げる規定で改正前欄にこれに順次対応するものを掲げていないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(第一号会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償) 第十八条 通勤した場合の費用弁償は、次のとおりとする。</p> <p>一 (略) 二 (略) 三 通勤した場合の費用弁償は、給与条第十條第二項及び第三項並びに職員の給与に関する規則(昭和三十五年福島県人事委員会規則第七号)に規定する一般職の職員の通勤手当の支給方法に準じ、次により算出した額(その額に一円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てた額)とする。ただし、給与条第十條第七項に規定する支給単位期間については、</p>	<p>(第一号会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償) 第十八条 通勤した場合の費用弁償は、次のとおりとする。</p> <p>一 (略) 二 (略) 三 通勤した場合の費用弁償は、給与条第十條第二項及び職員の給与に関する規則(昭和三十五年福島県人事委員会規則第七号)に規定する一般職の職員の通勤手当の支給方法に準じ、次により算出した額(その額に一円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てた額)とする。ただし、給与条第十條第五項に規定する支給単位期間については、一か月として</p>

一か月として算出することとし、通勤行為のない日については、支給できないものとする。

イ 自動車等交通用具使用職員の支給額 次に掲げる算式に基づいて得られる額

(ア) 一般職の職員に準じて算出した自動車等交通用具の使用距離等に応じた通勤手当の月額を二十一で除して得た額に、当該月の実際の通勤回数に乗じて得られる額

(イ) 一般職の職員に準じて算出する駐車場等に係る通勤手当の次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額(平均一箇月当たりの通勤所要回数が十回に満たない職員において、その額が二千五百円を超える場合にあつては、二千五百円)

a 一の駐車場等を利用する場合 次の(a)から(d)までに掲げる区分に応じ、それぞれ(a)から(d)までに定める額

(a) 月を単位として当該駐車場等の料金が定められている場合 当該料金の額を二十一で除して得た額に、当該月の実際の通勤回数に乗じて得られる額(その額が当該駐車場の貸主に支払う当該駐車場等に係る当該月分の料金を超える場合は、当該額)

(b) 駐車場等の料金を定める期間(月又は年によつ

算出することとし、通勤行為のない日については、支給できないものとする。

イ 自動車等交通用具使用職員の支給額 一般職の職員に準じて算出した通勤手当の月額を二十一で除して得た額に、月の実際の通勤回数に乗じて得られる額

福島県告示第三百二十号

農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第四十一条第一項の規定により、令和八年四月八日付けで公益財団法人福島県農業振興公社(福島県農地中間管理機構)から次のとおり農地を利用する権利(以下「利用権」という。)の設定に関する裁定の申請があった。

令和八年四月二十八日

福島県知事 内堀 雅雄

一 農地の所在、地番、地目及び面積

所在 地番 地目 面積(平方メートル)

会津若松市北会津町東麻生字宮田 二〇番二 田 六二五

同 市北会津町西麻生字館野 六番二 畑 一、九八三

二 農地の利用の現況

水稻の栽培及びそば、露地野菜で利用

三 農地についての申請者の利用計画の内容の詳細

水稻の栽培及びそば、露地野菜で利用

四 希望する利用権の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額

1 始期 令和八年六月一日

2 存続期間 九年七月

3 借賃に相当する補償金の額 九五、二四〇円

五 農地中間管理事業の推進に関する法律第八条第二項第一号に規定する基準に適合すると認められる理由

福島県農業振興公社農地中間管理事業の実施に関する規程第六条の基準に適合すると認められるため。

六 その他参考となるべき事項

(記載なし)

(農村振興課)

福島県告示第三百二十一号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第九項の規定により、令和八年四月十六日岡田地区の県営区画整理事業に係る換地処分をした。

令和八年四月二十八日

福島県知事 内堀 雅雄

(農村基盤整備課)

福島県告示第三百二十二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。

(農村計画課)

令和八年四月二十八日

福島県知事 内堀 雅雄

一 保安林予定森林の所在場所

南会津郡下郷町字志源行三四三から三四五まで、三四六の一、三四七の一、三四八から三五〇まで、三五一の一、三五二の一、三五九、大字新開字森木沢甲三二四の一、甲三一九から甲三二四まで

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字志源行三四三から三四五まで、三四六の一、三四七の一、三四八、字森木沢

甲三二〇、甲三二三

(二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(三) 主伐として伐採をすることができる立木は、下郷町森林整備計画で定める標準

伐期齢以上のものとする。

(四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び下郷町役場に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第三百二十三号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和八年四月二十八日

福島県知事 内堀 雅雄

一 解除予定保安林の所在場所

相馬郡飯館村(国有林。次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

水源の涵養

三 解除の理由

道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び飯館村役場に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第三百二十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。
令和八年四月二十八日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
大沼郡三島町大字大谷字鼻峰二〇〇の五
 - 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - 三 変更後の指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - (1) 次の森林については、主伐は、択伐による。
字鼻峰二〇〇の五（次の図に示す部分に限る。）
 - (2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - (3) 主伐として伐採をすることができる立木は、三島町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- 二 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
大沼郡三島町大字大谷字湯ノ上二一三の三、字金子沢一四八の七、四六〇六
- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - 三 変更後の指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - (1) 次の森林については、主伐は、択伐による。
字湯ノ上二一三の三、字金子沢一四八の七（次の図に示す部分に限る。）
四六〇六
 - (2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - (3) 主伐として伐採をすることができる立木は、三島町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- 三 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
大沼郡三島町大字大谷字牧ノ沢山五九の六（次の図に示す部分に限る。）
一三
- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

- 三 変更後の指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - (1) 次の森林については、主伐は、択伐による。
字牧ノ沢山五九の六（次の図に示す部分に限る。）
一三二
 - (2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - (3) 主伐として伐採をすることができる立木は、三島町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- 四 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
大沼郡三島町大字大谷字芋貝山二一八の七、字湯ノ上二二三の二
- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - 三 変更後の指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - (1) 次の森林については、主伐は、択伐による。
字芋貝山二一八の七・字湯ノ上二二三の二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）
 - (2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - (3) 主伐として伐採をすることができる立木は、三島町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- 五 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
大沼郡三島町大字大谷字鼻峰二〇〇の一から二〇〇の三まで、二〇一の一、二〇一の一
- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - 三 変更後の指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、三島町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福島県農林水

産部森林林業総室森林保全課及び三島町役場に備え置いて縦覧に供する。

(森林保全課)

福島県告示第三百二十五号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和八年四月二十八日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
 - 伊達市月館町布川字東在口山一三の一、一五の二、一五の五、一九の一、一九の三、二七、二八、二九の一、字在口三四
 - 二 保安林として指定された目的
 - 土砂の流出の防備
 - 三 変更後の指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - (1) 次の森林については、主伐は、択伐による。
 - 字東在口山一五の二(次の図に示す部分に限る。)
 - (2) その他の森林については、主伐に係る代採種を定めない。
 - (3) 主伐として伐採をすることができ立木は、伊達市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 - 次のとおりとする。
 - 二一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
 - 伊達市月館町布川字金子坂山六の一、六の二、七から一一まで
 - 二 保安林として指定された目的
 - 土砂の流出の防備
 - 三 変更後の指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - (1) 主伐は、択伐による。
 - 主伐として伐採をすることができ立木は、伊達市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (2) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (3) 立木の伐採の限度
 - 次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度
 - 次のとおりとする。
- 三 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
 - 伊達市月館町御代田字殿城館七の三、字久保七八の二
- 二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- (1) 主伐は、択伐による。
 - 主伐として伐採をすることができ立木は、伊達市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (2) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (3) 立木の伐採の限度
 - 次のとおりとする。

四 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

- 伊達市月館町下手渡字財子内一四、一六、二二、二二、字愛宕九の一、一一、一一、一六、字大曾根一、一〇、一一、字岩崎四、字初森一〇、一五、一八、一九、二二、二三、字塗釜二四、二八、二九、三二、字北我籠一の一、二の二、七、一四、一六から一八まで、字七曲二の一、二の二、二の二、三、四の一、四の二、字羽山窪一の一、一の三、二から四まで

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- (1) 次の森林については、主伐は、択伐による。
 - 字財子内一六、字愛宕一一、一二、一六、字大曾根一〇、字岩崎四、字初森一〇、一九、二二、字北我籠一の一、二四、一七、字七曲二の二、二の二、三、四の一、四の二、四の二、四の二、三
- (2) その他の森林については、主伐に係る代採種を定めない。
- (3) 主伐として伐採をすることができ立木は、伊達市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

五 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

- 伊達市月館町御代田字殿城館一から三まで

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

- (一) 立木の伐採の方法
 - (1) 主伐は、択伐による。
 - 主伐として伐採をすることができ立木は、伊達市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (2) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度
 - 次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

六1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

伊達市月館町上手渡字宮ノ脇山一二の一、字屋本一一〇

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、伊達市森林整備計画で定める標

準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

七1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

伊達市月館町上手渡字杭籠山二八の一

2 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、伊達市森林整備計画で定める標

準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び伊達市役所に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第三百二十六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和八年四月二十八日

福島県知事 内堀 雅雄

一1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

石川郡平田村大字永田字酒舫一七一の一、一七一の二

2 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、平田村森林整備計画の定める標

準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

二1 指定施業要件の変更に係る保有林の所在場所

石川郡平田村大字永田字堂作八二、八三、字戸花一二二、一二三

2 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、平田村森林整備計画の定める標

準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び平田村役場に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第三百二十七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和八年四月二十八日

福島県知事 内堀 雅雄

一1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

双葉郡広野町大字上北迫字荒神山一の一、一の三から一の九まで

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字荒神山一の一
(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

- (3) 主伐として伐採をすることができる立木は、広野町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度
 - 次のとおりとする。
- 二1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
 - 双葉郡広野町大字折木字北沢一七六の二〇四、一七六の三〇四、一七六の三〇五、一七六の三一五、一七六の三二二
- 2 保安林として指定された目的土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、広野町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度
 - 次のとおりとする。
- 三1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
 - 双葉郡広野町大字折木字南沢二三
- 2 保安林として指定された目的土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - (1) 主伐は、択伐による。
 - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、広野町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度
 - 次のとおりとする。
- 四1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
 - 双葉郡広野町大字折木字南沢二九六の四、二九六の八、二九六の九
- 2 保安林として指定された目的土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、広野町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度
 - 次のとおりとする。
 - 五1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
 - 双葉郡広野町大字折木字南沢三一の一、三一の一〇
 - 2 保安林として指定された目的土砂の流出の防備
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - (1) 主伐は、択伐による。
 - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、広野町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度
 - 次のとおりとする。
 - 六1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
 - 双葉郡広野町大字折木字山の神一三三から一三五まで、一四一の二
 - 2 保安林として指定された目的土砂の流出の防備
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - (1) 主伐は、択伐による。
 - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、広野町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度
 - 次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び広野町役場に備え置いて縦覧に供する。)
- (森林保全課)
- 福島県告示第三百二十八号**
 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
 令和八年四月二十八日
- 福島県知事 内堀 雅雄
- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
 - 大沼郡金山町大字大栗山字桑原二五二五の一、二五五四の二
 - 二 保安林として指定された目的

落石の危険の防止

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができるとする立木は、金山町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び金山町役場に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第三百二十九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和八年四月二十八日

福島県知事 内堀雅雄

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

南会津郡南会津町耻風字川向高平六二四の一、六二四の四、字鬼丸山六二三の一、六二三の五から六二三の二六まで、七〇〇の七、七〇一の一、七〇二の二、七〇二から七一六まで

2 保安林として指定された目的

干害の防備

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができるとする立木は、南会津町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

二 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

南会津郡南会津町大桃字後山一〇四二の三

2 保安林として指定された目的

雪崩の危険の防止

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は択伐による。

字後山一〇四二の三(次の図に示す部分に限る。)

(2) その他の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。

(3) 主伐として伐採をすることができるとする立木は、南会津町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

三 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

南会津郡南会津町青柳字根際一三五二の三五

2 保安林として指定された目的

雪崩の危険の防止

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができるとする立木は、南会津町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

四 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

南会津郡南会津町耻風字鬼丸山六二三の二、六二三の三、六二三の二七から六二三の三〇まで、六六七から六八〇まで、六八一の一、六八一の二

2 保安林として指定された目的

干害の防備

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができるとする立木は、南会津町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

五 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

南会津郡南会津町内川字上の山七三八の三三、七三八の四三、九二二、九三三、九二四の一

2 保安林として指定された目的

干害の防備

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、南会津町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- 〔「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び南会津町役場に備え置いて縦覧に供する。〕

(森林保全課)

福島県告示第三百三十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により、保安林の指定をする予定である旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第百八十九条の規定により当該通知の内容を飯館村役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

令和八年四月二十八日

福島県知事 内堀雅雄

一 所在の不明な者の氏名

佐久間善十郎 佐久間馨 佐藤作兵衛 佐藤斉 佐藤近 青田正壽 大森富造 中

井田忠 仲苗右馬治

二 通知の内容の要旨

1 保安林の指定をする予定であると農林水産大臣から通知があったこと。

2 保安林予定森林の所在場所、指定の目的及び指定後の指定施業要件については、保安林の指定をする予定である旨の通知があった件（令和八年福島県告示第百十四号）によること。

3 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十二条第一項の規定により、当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができること。

(森林保全課)

公 告

公告第百三十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項で準用する同法第二十条第一項の規定により、いわき市からいわき都市計画道路の変更に係る関係図書の写しの送付を受けたので、次のとおり縦覧に供する。

令和八年四月二十八日

一 縦覧に供する図書

福島県知事 内堀雅雄

総括図、計画図及び計画書の写し
縦覧場所
福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県いわき建設事務所企画管理部企画調査課
(都市計画課)

公告第104号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

令和8年4月28日

福島県知事 内堀 雅雄

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量 振動試験機 1式
- (2) 調達をする物品等の仕様等 仕様書による。
- (3) 納入期限 令和9年2月5日（金）
- (4) 納入場所 福島県ハイテクプラザ 実験棟

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 福島県の物品購入（修繕）競争入札参加有資格者名簿に登録されている者又は開札時までに福島県の物品購入（修繕）競争入札参加資格を取得している者であること。
- (3) 物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限の日から入札の日までの間に福島県から物品の買入れ又は修繕に係る参加資格制限を受けていないこと。
- (4) この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと同等の物品について納入実績があり、かつ、確実に納入できること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、令和8年5月22日（金）午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。なお、郵送により提出する場合は、同日午後5時まで必着とする。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号
福島県出納局入札用度課
電話024-521-7563

4 契約条項を示す場所及び期間

3に掲げる場所において令和8年4月28日（火）から同年5月22日（金）まで（土曜日及び日曜日並びに同年4月29日、同年5月4日、同月5日及び同月6日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで

5 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、入札説明書の配布場所及び問合せ先 3に掲げる場所に同じ。なお、郵送による入札説明書の配布を希望する場合は、日本産業規格A列4番の大きさの用紙19枚が入る程度の大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで令和8年5月11日（月）午後5時までに必着で請求すること。
- (2) 入札説明会の日時及び場所 令和8年5月11日（月）午前11時 福島県出納局入札用度課
- (3) 入札及び開札の日時及び場所 令和8年6月10日（水）午後1時30分 福島県出納局入札用度課（郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、同月9日（火）午後5時までに必着のこと。）

6 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 この入札に参加を希望する者は、入札金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

7 入札に参加を希望する者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に関し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

8 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

9 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) 福島県政府調達苦情検討委員会からの要請等 福島県知事は、福島県政府調達苦情検討委員会（福島県政府調達苦情検討委員会設置要綱（平成8年福島県告示第320号）第1条に規定する委員会をいう。）から契約停止の要請を受けた場合は契約の執行を停止し、契約を破棄する提案が出された場合は契約を破棄することができる。

(6) その他 詳細は、入札説明書による。

10 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased: Vibration Test System 1 set

(2) Time-limit of tender (by hand): 1:30 p.m., 10 June 2026

(3) Time-limit of tender (by mail): 5:00 p.m., 9 June 2026

(4) Contact point for the notice: Bid Administration Division, Treasury Bureau, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima City, Fukushima 960-8670 Japan TEL 024-521-7563

（入札用度課）

福島県教育委員会

福島県教育委員会訓令第3号

教育 庁

福島県教育委員会会計年度任用職員任用等管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和八年四月二十八日

福島県教育委員会

福島県教育委員会会計年度任用職員任用等管理規程の一部を改正する訓令

福島県教育委員会会計年度任用職員任用等管理規程（令和二年福島県教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第十八条第三号中「第十条第二項及び」の下に「第三項並びに」を加え、「第十条第五項」を「第十条第七項」に改め、同号イを次のように改める。

イ 自動車等交通用具使用職員の支給額 次に掲げる算式に基づいて得られる額

(7) 一般職の職員に準じて算出した自動車等交通用具の使用距離等に応じた通勤手当の月額を二十一で除して得た額に、当該月の実際の通勤回数に乗じて得られる額

(4) 一般職の職員に準じて算出する駐車場等に係る通勤手当の次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額（平均一箇月当たりの通勤所要回数が十回に満たない職員において、その額が二千五百円を超える場合には、二千五百円）

a 一の駐車場等を利用する場合 次の(a)から(d)までに掲げる区分に応じ、それぞれ(a)から(d)までに定める額

(a) 月を単位として当該駐車場等の料金が定められている場合 当該料金の額を二十一で除して得た額に、当該月の実際の通勤回数に乗じて得られる額（その額が当該駐車場等の貸主に支払う当該駐車場等に係る当該月分の料金を超える場合は、当該額）

(b) 駐車場等の料金を定める期間（月又は年によって定めた期間に限る。）が二以上の月にわたる場合 当該料金の額をそのわたる月の数で除して得た額（その額が一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を二十一で除して得た額に、当該月の実際の通勤回数に乗じて得られる額（その額が当該駐車場等の貸主に支払う当該駐車場等に係る当該月分の料金を超える場合は、当該額）

(c) 駐車場の都度その料金を支払う駐車場等を利用する場合 第十条に規定する正規の勤務時間の勤務のため、その者の住居と勤務公署との間を一往復するのに要する当該駐車場等の料金が相当する額に、当該月の実際の通勤

福島県警察本部

名 称	杓子ケ入のメグ スリノキ
所有者	国（農林水産省）
所有者の住所	群馬県前橋市岩神町 四丁目一六番二五号
所在の場所及び面積	喜多方市塩川町中屋沢字水山 国有林三八八林班イ小班内 右記番地のうち面積二七三・ 〇平方メートル

（文化財課）

福島県教育委員会告示第五号

福島県文化財保護条例（昭和四十五年福島県条例第四十三号）第二十四条第一項の規定により、福島県指定天然記念物として、次のとおり指定する。
令和八年四月二十八日

福島県教育委員会

この訓令は、令和八年四月二十八日から施行し、この訓令による改正後の第十八条の規定は、令和八年四月一日から適用する。
（教育総務課）

附 則

- (d) 回数に乗じて得られる額
- (a) から(c)までに掲げる場合以外の場合 駐車場等の年間を通じた利用に要する料金の相当する額を十二で除した額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を二十一で除して得た額に、当該月の実際の通勤回数を乗じて得られる額（その額が当該駐車場の貸主に支払う当該駐車場等に係る当該月の料金を超える場合は、当該額）
- b 二以上の駐車場等を利用する場合 それぞれの駐車場等について a の(a)から(d)までに定める額を合計した額

福島県警察本部公告第51号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける警察用航空機（エアバス・ヘリコプターズ式BK117D-3型「JA110F」）の定期耐空証明更新検査点検整備（基本）について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

令和8年4月28日

福島県警察本部長 森 末 治

- 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
警察用航空機（エアバス・ヘリコプターズ式BK117D-3型「JA110F」）の定期耐空証明更新検査点検整備（基本）一式
- 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県警察本部警務部会計課 福島県福島市杉妻町5番75号
- 随意契約の相手方を決定した日
令和8年4月1日
- 随意契約の相手方の氏名及び住所
セントラルヘリコプターサービス株式会社 愛知県西春日井郡豊山町大字豊場字林先1番地1
- 随意契約に係る契約金額
39,831,000円
- 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 随意契約とすることとした理由
特例政令第11条第1項第1号該当

（会 計 課）

福島県選挙管理委員会

福島県選挙管理委員会告示第三十四号

福島県公職選挙等執行規程（昭和四十年福島県選挙管理委員会告示第十八号）第八条第四項（第百十一条第一項又は第百十二条第二項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり不在者投票のできる施設を閉鎖した旨の届出があった。

令和八年四月二十八日

福島県選挙管理委員会

委員長 成 田 良 洋

施設 の 名 称	施設 の 所 在 地	閉 鎖 年 月 日
三春町立三春病院	○ 田村郡三春町字六升蒔五	令和八年三月二二日

福島県選挙管理委員会告示第三十五号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百六十一条第三号の規定による次の施設の指定を取り消した旨、いわき市選挙管理委員会から報告があった。

令和八年四月二十八日

福島県選挙管理委員会

委員長 成 田 良 洋

取消年月日	施設 の 所 在 地	施設 の 名 称	施設 の 管 理 者
令和八年四月一日	いわき市江名字中作一七番地の一	いわき市折戸集会所	いわき市長
同	同市植田町根小屋五九番地の一	いわき市根小屋集会所	同
同	同市四倉町字西三丁目一三番地の一	いわき市本町集会所	同
同	同市遠野町上根本字折松八五番地の一	いわき市折松集会所	同

福島県人事委員会

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年四月二十八日

福島県人事委員会

委員長 千 葉 悦 子

福島県人事委員会規則第十四号

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与の支給に関する規則（昭和三十五年福島県人事委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第三十三条第二項第四号中「及び教育公務員特例法」を「教育公務員特例法」に改め、「（以下同じ。）」の下に「及びその職員の職務に密接な関連があると認められる学術研究その他の業務に従事することによる休職（当該休職の期間のうち人事委員会の定める期間に限る。）」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（採用給与課）